

第2回草加市みんなでまちづくり自治基本条例 市民検証委員会議事録

1 開催日時

平成22年10月29日（金）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

草加市立高砂コミュニティセンター第2会議室

3 出席者の氏名

(1) 委 員 高佐智美委員 佐々木勲委員 後藤純委員 染谷勝之委員
宮本節子委員 進藤紀一委員 加藤栄子委員 江田成美委員
小俣克彦委員

(2) 事務局 みんなでまちづくり課 菅沼課長 後藤課長補佐
藤倉主査 祖伝
市民活動センター 上村所長

4 会議の議題

- (1) 庁内検証委員会第2回調整会議の報告について
- (2) 草加市みんなでまちづくり自治基本条例第6章の検証について
- (3) その他

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴者数

2人

7 議事の概要

事務局	(1)事務局あいさつ 皆様、お忙しい中、草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、検証についてのアンケートやご説明の機会をいただきましてありがとうございます。 第1回の会議で、皆様から貴重なご意見をいただきました。この検証委員会の進め方としては、総論を語る前に、まずはこの5年間の具体の取組について確認をし、各章立ての内容を先に検証していき、その後にこの条例全体の検証をしていくという順番の方が、具体の検証ができ進めやすいのではないかというご意見をいただきました。本日は、その進め方に基づきまして、第6章であ
-----	--

	る市政運営について資料をまとめさせていただきました。条例制定後 6 年経過した行政の取組についての資料とさせていただきました。皆様の忌憚のないご意見を頂戴し、今後の条例の検証の貴重なご意見とさせていただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。 (2)座長あいさつ 本日は、お忙しいところお集りいただきましてありがとうございます。前は、第 1 回目ということもありまして、いきなり資料を渡されて戸惑われた方もいたかと思います。今回は、事前に資料も配布されましたし、具体的な所からということで、議題を絞りまして、議論を進めていくことになりましたので、これから徐々に慣れていただきながら発展的な議論ができると良いと思いますので、ご協力よろしくお願いします。
座 長	
事務局	ありがとうございます。それでは、早速、議事に入らせていただきます。 (3)議事
座長	はじめに、会議の公開について、委員の皆様にお諮りしたいと思います。草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会設置要綱第 7 条により、この検証委員会の会議を公開としてよろしいでしょうか。
委員全員	はい。
座長	出席委員の異議がないようですので、会議の傍聴を許可します。次に、議事録の署名について、2 名を指名します。本日は、委員名簿の順番で、佐々木委員、染谷委員をご指名いたします。よろしくお願いします。
事務局	次に、議事に入る前に、本日の会議資料について、事前に事務局から資料の配布がありましたが、添付資料について、事務局より説明をお願いいたします。 添付資料についてご説明いたします。 (資料説明)
座長	それでは、第 6 章について委員のご意見を伺いたいと思います。どうぞご自由にご発言ください。
委員	資料 5 というのは、市民検証委員の意見ですね。単発で思ったことを自由に発言していくのか、1 条 1 項ごとにつき合わせて

委員 座長	いくのか、つまり行政側は特に問題はないといっているが、市民側はこう思っているというのをつき合わせていくのか。どうすれば良いか。 1 項から順番にやっていけばいいのではないか。 では、順番でということで、1 2 条 1 項について何かありますか。資料 5 で、回答されている委員の方で付け足す点があれば、もしくは今お気づきの点がある方がおられましたら意見を願います。資料 5 での回答を見る限り、特に問題はないということでしょうか。
委員 委員	わかりやすいと考えているという感じですね。 そうですね。特にホームページが見やすくなっていると思います。
委員	ここだけではないのですが、市に問題はないというが、市民にわかりやすく説明するという中の「市民」とは、誰を対象にしているのかといったときに、広報をよく見たり、ホームページをよく見たりする人を対象にしていれば問題はないかもしれないが、ほとんどの市民は多分見ていないので、そういった市民にどうしていくかが考えられていないのではないか。市は、広報やホームページで十分お知らせしていて、それを見ない人のことは考えないとしていいのか。それで良しとするならば、そういった条項を入れておかなければ、知らなかった人や初めて聞いたという人との間での問題が色々出てくると思う。6 章の検証だと言われているが、もっと条例の全体のことを考えたい。対象とする市民の定義が定まっていない気がする。
委員	この条例が市民に浸透しないという問題は、ここを検討しないといけないと思う。例えば、自分ではホームページを開くのが難しい年齢層の人は、広報を見ればいいという話になるが、広報を読んでもすぐ忘れてしまうし、関心のないものは読まない。こういったことから、この条例が一般に馴染まない原因が分かると思う。先程話が出たように、市はやっていますといっても、中々条例が伝わっていない。伝わっているんだという人もいれば、全く関心がない人もいる。そこを徹底的に検討しないと、問題は解決しないと思う。
委員	自分自身も、日々、仕事と家庭のことで時間に追われる生活を

座長 委員	しているのです、はっきり言ってこんな条例があったことは全然気づかずにいたが、やはり生活していると、市と関係している中で何か問題が発生してくる。例えば、子どもを預けるとか、両親が年老いてきて介護が必要になったとか、何か関わることになったときに駆け込む場所はやはり市役所で、その時にこういうものがありますよと紹介してもらえるのはすごくありがたい。そこで、最初にこういう条例がありますよというのは難しいので、ここでこういう手続がとれて、この手続はこういう条例によって支えられているんですよということで良いと思う。何か困った時に支えてくれる条例があるということが大事なのではないか。 日々、条例があると気がつかずに過ごしているのは仕方のないことだと思う。ただ、関心のある人や時間をさける人たちである程度整備していくことは必要だと思う。 また、気づいたこととして、以前より色々なところで広報紙や知らせるものが結構いたるところにあるということで、何気なく図書館に行った時にこの委員公募の募集があり、普段わざわざ市役所に行かなくては手に入らないと思っていたものが、わりと目に触れる所に置いてあるというのが、条例等に目を向けていくきっかけになるのではないかと思う。 他に何かご意見のある方はいますか。 広報が月 1 回になり分厚くなったのですが、私たちの年代以上になると分厚いものがくると目の衰えのせいか興味がわかず、テレビの情報だけを得るようになってしまう。広報がきても、それを開いて隅々まで読むということはしない。そう考えると、以前のページ数の方が皆さんは割りと見ていた感じがする。突然、変更になってしまった気がするが、一般市民を対象とするのであれば、見やすく、開けてすぐわかるようなものにした方が良い。自分の団体で関わっている人は、70 代後半から 80 代の方、または障がいのある方が多いので、表紙と裏表紙程度は見るが中身までは目がいかないし、読んでも 1 ヶ月分覚えていられないことが多い。若い方からするといいのかもしれないが、読むのは大変である。ましてホームページなんて開けもしない。 資料 1 では、広報そうかとホームページについてやっていると書いてあるが、月 1 回となり読む量が 2 倍になったが、市として
委員	

	はたくさんの情報を詰め込みたいから掲載量が増えるが、先程おっしゃられたように、それが消化されているかというとはほとんどそうではないようだ。高齢者が増え、視力の衰えに対応するため、新聞は字を大きくした。そうすることで読む人が増えた。市は、どうしても多くの情報を入れたいから字を小さく詰め込んでしまう。となると、いちいち眼鏡をかけるのが面倒で広報を読まなくなるというように、それ程までして読むかという価値観の問題にもなるかもしれないが、どうしてもそういった事態が起きてくる。 また、月1回では、情報が変わってしまうのではないか。市の行事等では変更はないが、途中で色々変わってくることもある。そういった面で、半分だが月2回の方がいいのか、2倍の量で月1回がいいのかは検討の余地があるという気がする。また、インターネットの場合はより明確で、高齢者は使わない人が多く、情報を得るのはテレビ番組等になってしまう。こういった状況では、もっと市の情報を知ってほしいときに、もうひと工夫何かできるのではないかという議論が必要だと感じる。 もう一つ大事なのが、この検証委員会は始めて開催するのだが、我々は何を検証するのかということである。第何条何項を主体として検証をするのか、この自治基本条例を皆さんによく知ってもらうための検討の場なのか。この条例で良いということを検証するのか、この条例を浸透させるためにどうしたらいいのかを考える会なのか的を絞らないといつまでも進まない。市民に知ってもらうためであれば、何条何項という書き方自体が市民には分かりにくい。こういう条例がありますという小冊子を作って、こういうときはどこに連絡を、こういうことに困ったときの窓口はここというものを作った方が一般市民にとっては使えるのではないか。
委員	それに併せて、そもそもこの条例に検証するという項目があるということは、これができたときに何か不備があるという想定があったのかと思う。でなければ、立派な条例を作って検証するという条文は考えられない。なぜ5年ごとに検証するのかがわからない。また、「市の進捗状況について市民にわかりやすく説明します」とあるが、市の役割として、広報やホームページに、これ

事務局	をやりますと書けばそれで説明責任を果たしているといえるのか、そこについて書かれていない。さらに、先ほど言われたように、条項を検証するのか、市民に知ってもらうのか、おそらく両方の意味があると思うが、そこも書いてないからわからない。 ご説明が足らずに申し訳ありません。第1回の会議を開催させていただいた時に、今回の検証委員会は大きく3つの視点で検証をお願いしたいとご説明させていただいております。 1点目は、自治基本条例の条文そのものの見直しでございます。今現在制定されております自治基本条例の文言そのものが現在の社会情勢に見合ったものなのか、またそれに対応し修正を必要としているのかどうか、過不足条項があるかどうかといった内容について検証を進めていきたいというのがございます。条文が社会情勢に対応したものかどうか、また自治基本条例が市の最高規範としての体系をなしているかどうかについて検証をお願いしたいということでございます。 2点目といたしましては、実際の施行後の実施状況、運用の検証でございます。この条例は理念条例でございますので、非常に大きな範囲で条文が定められており、市政に広く関連しているところでございますが、この自治基本条例に基づいて市民自治・市民参画・協働が進められているかどうか、また実際に取り組む中で課題は何なのか、対策はどういったものがあるのかという視点でございます。 また、3点目につきましては、条文の中に、5年以内ごとに検証をするというものがありますが、今後の検証の進め方について、5年ごとに検証するかたちでいいのか、継続的な検証の取組が必要なのかどうかについて等、検証の方法についてもお議論をいただければと思っております。大きくは、この3つの視点での検証をお願いさせていただいているところでございます。 今ご質問いただいた5年以内の検証の条項についてですが、確かに本当にすばらしい条例であれば、見直しの必要はないかと思われそうですが、当初平成15年から16年にかけて修正可決をされたこの条例は、その時代の背景に沿って、市民参画、市民の皆様が主体となったまちづくりに対し、この条例に基づき、市民・市議会・行政がそれぞれの役割・責務をもってきちんと取組まれて
-----	---

	いるかどうかの視点で取決められた条例が、よりパートナーシップのまちづくりに即したものになっていくためには、定期的な見直しが必要であるという趣旨で見直し条項が設置されたと記憶しております。
委員	今説明されたことからすれば、考え方としては、この条例は時代に沿って、問題点があれば随時かえていくという解釈でいいのか。
事務局	趣旨としては、この条例は最高規範であり、市民参画・市民自治を進めていくための条例であるため、この条例の中でしっかりと明記すべきだという内容があれば、そのような内容でご検討いただき、最終的には市長に報告をいただくことになっております。
委員	そうであれば、第1章・第2章は多分見直すことはないと思うが、それ以外はその都度5年ごとに見直しより良いものにしていくということであれば、現状を一項ずつ議論し修正するということが良いが、変えるとなれば市議会の承認も必要であると思うし、また修正可決される場合もあるのかもしれないが、そのような過程を続けていくということでもいいのか。
事務局	市議会へはこの検証中も意見交換していく予定ではありますが、条例の改正は市議会の承認が必要であるため、最終的には、市議会へ上程していくことになります。
委員	そうであれば、市議会・市・市民の責務が明記されているが、市議会や市にはもっとこういうことをしっかり果たしてもらわなければ困るということを条文に追加して良いということならば、それを議論していけばいいのだと思うがどうか。
委員	自分も今説明を受けて改めて理解し、また会議に参加するうちに少しずつ頭の整理がされてきたが、ここに来るまでは、「てにをは」の問題は別にして、各所管課が論議し条文を作っているわけで、いちいち条文についてどうこう言うつもりはなかった。条例を市民に知らしめていないとか後ろ向きな状態であれば別だが、少なくとも市民検証委員会を設置したのは前向きで、市民に市政に参加してもらおう、そのために少しでも条例を知ってもらおうということだと思うので、条文の一項ずつの良し悪しを検討するのではなく、法律の専門家でも行政マンでもない自分が考え

委員	るのは、どう市民に参加してもらうかという運動論的な視点から、考えていけばいいのではないか。ある意味「仏作って魂入れず」であり、条例という仏は作ったのだから、あとは自分たちがまちづくり等の活動していく中で、実情に即しどう反映させていくか、魂を入れていくかということだと思うので、条文の細かいところはあまり考えるつもりはない。また、一条一項ずつやっていると、膨大な時間がかかる。 研究者の立場からすると、皆さんのおっしゃっていることはすごく面白く、5点ほどポイントとして挙げられる。 要するに、行政が考えるわかりやすい説明と、市民からみたわかりやすさの視点とのギャップをどう埋めていくかということが、説明された検証の2点目の視点である「条例の運用の検証」にあたると思う。一条ずつやると時間がかかるかもしれないが、例えば、先程の12条1項の話からすると、興味のある人はみるかもしれないが、興味のない人や興味はあるものの見られない又は見るのも疲れてしまう人たちに、こういった選択肢を作ってあげられるか考えた時、ホームページと広報だけでは不足だとすれば、行政側はどうしていけばいいのかを投げかけることもできる。 また、わかりやすさを考えた時、子どもをどこの保育園に預けようとなったとき、1項から3項でみると、質問されれば答えますということにも見えるが、そうではなく、ちょっと聞いた時に上手なコミュニケーションをとって欲しいというのが市民の気持ちである。行政へこれからどうやっていくのかを問いかけたいというのが2点目。 3点目は、地域の情報や行政の情報も、町会長さんや地元の方がわかりやすく噛み砕いてお知らせしたり、自治会の集まりで説明してくれていると思うし、先程の子育て情報からしても、おそらくNPOとか子育ての団体が子育て情報の冊子を作っている。そういったみんなが持っている情報を、まとめてわかりやすく説明する工夫もあったら良いと思う。 4点目としては、コミュニティセンターや市民活動センターで、行政の中心部に行かなくても、地域の拠点で情報がすぐに手に入るという工夫があっても良いと思った。 5点目は、諸外国の識字率が低いところでは、行政の人が来て、
----	--

委員	その一週間のニュースを読んでもらったりする。そういう情報の使い方も可能性としてはあると思う。皆さんの中には、そういった工夫をたくさんしてほしいという思いが確かにある一方、ホームページや広報紙での対応、まして発行回数が減り情報が詰め込まれてしまったという意見もある。これを、どうしていくかを一つずつ考えていくのは時間もかかるが、こういうところが問題だから、行政側はもう少し考えた方がいいのではないかと、それを実際にできているのか5年後に検証したいというのが研究者の立場からするとあり、一項ずつできれば知りたいという気持ちはある。メインでこうしてほしいというものがあり、体系的に見ていくと確かに必要だという意見があるので、私の感覚からすると、今回最初だったものの、運用の検証がすごくできていると思う。 そして、自治基本条例本文の検証というのはあまり必要ないと思うし、あまり変な条項があるとは思わない。さらに、情報として伝えさせてもらおうと、自治基本条例を作るときは真剣に作ったけど、見直すというのはあまり開始されていなかったり、少し手直しした程度のもので、こんなに一生懸命検証するというのは草加市しかないのでは、できればこの感じで進めてほしい。 例えば、12条の2項でみると、「市は、市民から意見、要望、苦情などがあつたときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します」とあるが、こんなことは条文に書かないとやらないのか。常識として、速やかに調査し応答するもので、こんな内容は条例に書かなければならないのか。それよりも、本当に关心のあるものを簡単に書いて説明した方が良いのではないのか。 それは、この条文を削除した方が良いということでしょうか。 条文の検証とした時には、もう少し簡単にした方が良く思う。誰もがわかりやすく読みやすいものにするために、色々な細かいことは書かずに、必要なものだけあれば良いという気がします。削除というより、こんな条例があってもなくても当然やるべきことで、こういうことが書かれているから、あってもなくても同じだと思われる条例である理由なのではないか。 この条例ができた当初は、市役所内のたらい回しがとても多かった。私も怒りながら一階、二階を歩き回り、具合が悪くてきて
座長 委員	

委員	いるのにと怒ったこともあった。もしかしたら、それ程ひどかったこともあり、この条例ができたのかなと、これを見た時に想像した。だから、それができていれば、この条例はいらないと思う。 当時はそういうことがあり、この条例ができたとも考えられるのか。
委員	総合案内がいるが、各課から出ていて、聞いたってわからないこともあった。今は知らないが、当時は、自分の担当はわかる
委員	が、他のことは分からない人が案内しており、あちこちへ行かされた。あれから何年もたっており、職員も横のつながりができ、良くなっていると期待します。
委員	やはり、「応答します」だけでは誠実でなくても良いから、あっちで応答してくれます、こっちで応答してくれますになってしまうので、「誠実に」と書いておくと、あれは誠実じゃなかったとか、これは誠実だったよというものが溜まってきて、草加市民として求める「誠実」とはこういうものだというのが積み重なっていくという意味では、敢えて書いておくというのも必要ではないか。やはり、憲法のようなものなので、その辺りのご意見を専門家から伺いたい。
座長	最高規範ということですが、要するに市側と私たちの契約なわけで、皆さんもご存じのように人との約束は紙に書くのが確実ですよ。いくらわかっていると思っていても、後で問題になるから紙に書くわけで、当り前のことでも書いておくと、だってここに書いてあるでしょと言える。その意味で、当り前だけれども、だからこそ書いておく必要があるということなので、良いのではないのでしょうか。
委員	書いておく必要があるということだが、ただ、こういうごちゃごちゃしたものを一般市民に出しても内容が多すぎてわからないので、もっと簡単にこういうものがありますよというのを書いたほうが良い。
委員	例えば、１２条の２項でうたっていることから言えば、「速やか」と「誠実」で、困っている人が市役所に相談して、やっぱり困っているというようでは、それは誠実に応答してもらっていないのだと思う。では、こうしたら良いのだというような使い方の問

座長	題だと思う。この条例は、理念ばかりで、特に 6 章は理念が多いので、市民の使い方がわからない、使い勝手がわからない、どうしたらいいのかがはっきりわからない。これは、おそらく市側もそれ程わかってないのだと思う。逆に言うと、全国どこの自治基本条例を制定している自治体でもわかっていない。しかし、理念としては重要だから作っておこうねというのがあると思う。是非、今回の検証では、どう使ったらいいかとか、どうしたら市民が使いやすくなるかというアイデアを、皆さんが市民活動する中で得た経験で付け加えていき、それをどうわかりやすく伝えるかは別の話かもしれないが、条例の使い方というのを 1 つ 2 つ深追いでできれば、1 歩も 2 歩も進めるのではないかなと思う。 そうですね。文言は多分このままで良いと思いますが、運用の話で、今おっしゃられたように、例えば広報を月 2 回に戻すべきかといった細かいことを論じてもきりがないと思うので、こういう意見が出たことを市に伝えたとして、問題点等を指摘して、ある程度先に進めていってよろしいかと思います。 第 1 2 条の 2 項にいったということで、どうでしょうか。これを見る限りだと、個人的には、市のご説明で、苦情の件数が減っているのは満足度があがっているからではないかとあったが、何を根拠に言っているのか引っかけた。逆に、変わらないから言うのも諦めるということもあり得るのではないかな。満足度のデータが示されているが、あまり満足度に優位的な差があるとは見受けられない気もするので、安易に満足しているから苦情が減ったとは言わないほうが良いのではないかなと思った。
委員	逆に、市民の皆さんの中で、町会に来る苦情が増えたとか減ったとか同じ傾向にあるかとか興味がある。自治会に行くのが増えていて、市に行くのが減っていつているのかとか。
座長 委員 委員	後は、NPO が解決しているから市はあてにしていなくていいとか。 言ってもしょうがないから、自分たちでやろうと思っているとか。 資料 1 を見させていただいて、これを回答した人が不誠実だと思う。だから自分はアンケートは出さなかったのだが、考え方が全然違うと思う。なぜ不誠実かということ、冒頭から色々話がありますが、新しい試みで市民の考え方を取り入れた行政にしようと

	いているのに、その努力が一つも書いていない。仲間同士がヒアリングに行ったから良かったかもしれないが、市民が行ったら6年間何をやってたのかと争いごとになってしまうだろう。それが、なんとなく今まで底辺が広がっていかない、メインでよくわかっている人はやったって変わらないじゃないかと言われるものではないか。こんな規範があって、同じ困りごとがある方が何人か集まると、みんなまち会議という場で議論ができて、あわよくば、行政に取り入れてもらえるんだという説明を各セクションでやってもらえているのだろうか。この辺が、今度の検証委員会で一番の問題ではないかと思っている。文章的にはほとんど間違いはないと思っているので、ずっと条例に携わってきて感じるのは、運用の仕方が明確でない、同じ方向を向いていない、何もやっていないということ。聞くところによると、条例はみんなで作ったが、規則は文書課だけで作ってしまったということで、今やられているような議論がされていなかった。見直しの必要性について話があったが、何年かに1回見直していかないと、皆さんのレベルに合った運用の仕方、条例は変わりませんから運用の仕方を変えていかないといけない。作ってすぐ大学生レベルのものにするのは不可能で、何年後かは幼稚園・小学校のレベルで、次は中学生といったように運用していくことが大切であって、そのために見直すことは必要で、内容が悪いのではなく、市民・行政・市議員さんのレベルで判断し、逐条でやるのも結構だが、どうにか皆さん各々の立場で条例の良いところをPRできないかという思いがある。 先程から言っているように、何条の何項そのものの条文を見直す検証委員会ですか。 委員 それも含めて、「てにをは」が悪いとか、先程の3つの検証の視点で、ということ。 委員 内容はともかく、条文そのものはこのままでいいということか。 委員 いや、それも含めて、思ったように動いていないという判断も市の方にはあるのだと思うし、私たちだって、なぜもう少し動かないのかという気持ちである。出来が悪いのであれば、文章を変えることだってあり得る。また、先程おっしゃっていたように、
--	--

	なぜ当然の常識まで書く必要があるのかという考えもあれば、やはり今の世の中、言った言わないがあるから議事録も文書を起こしておかなければならないし、書いておくことが必要なんだということもある。書いてあるのに何でやらないのかと言える。 私が言っているのは、書かなくても当然やるべき常識問題ではないかということ。
委員	先程から言っているように、もちろん文章自体の検証も入りますので、これについては削除した方が良いというご意見だと認識してよろしいですか。
座長	はい、私はそういう意見で、役所の仕事はここに書く以前の問題だと思う。
委員	役所だけでなく、市民も市議会もと文章に書いてあるのだから、皆さんがそうなんですよということであって、多数決になると委員のご意見が通るかどうかはわかりませんが、意見としては良いと思います。
委員	もちろんです。
	別に、決はとらなくていいですよ。
委員	はい。
座長	昔は大変だったんだと、今はみんなちというちゃんとした部署があるので、こういうものは必要ないのではないかという、今回の検証の委員としての意見です。
事務局	多分こういうことだと思うのですが、逆に言うと、こんな条例なくても上手くまわる自治体にしてくれよというのが究極の目標だという話もあるのかなと。
委員	例えば、12条の誠実という言葉はいらないが、13条の誠実はあるということなのか、そもそも俺たちに誠実なんて言わせるなよという話で、そういう話であれば、今の6章の検証でなく、1章とか2章の検証の時に、こんなこと言わせるなよと書くという選択肢もあるのかなという気がします。
委員	まあ、こんなこと書かなくてもという話もありますが、自分も勤め人を長くやっていると、休暇取ると速やかに届を出さなければならないことになっていたり、仕事休むのに届を出すのは当り前の話で、わざわざ速やかにと既定文書で書かなくてもいいと思ってしまうけれど、やはりたくさんの方がいる世の中だから、

委員	組織をひとつに構成して同じ方向に向くためにはそういった目安が必要だし、ましてこれは、初めてのことで発展途上にあることなので、高度に発達し、我々市民に定着して理解できるほどであれば条文はいらないかもわからないが、発展過程であることです。なのであっても良いのではないかと思います。これを外してしまったら、例えば12条3項にも「果たされるよう努力します」とあり、これも当たり前のことで、「努力します」とか「努めます」とか各条項ずつ外さなければならなくなるが、私の立場では細かい条項はさておき、基本的に市民に色々な物を反映させるという意味でのバックボーンがしっかりしていれば良いのではないかと思います。意見としては理解できますけれども。 条例として良いのだけれど、一般市民に利用されるものはもう少し簡素化して、これとこれとこれは読んでくださいよというようにして、こういうときはこれを、こういうことで困ったらこれをみてくださいよという方が良い。常識を書いているような条例では見ない。
委員	それは、議論していく中で、この表現はどうかとか淘汰されていくものだと思う。委員の意見はこれからの検証で頭に残しておきますけれども、全体として整理する中で文言等が整理されて一つのものになっていくのだと思う。
委員	ぜひ、1章2章を検証する際にはこういう話があったということを経済局の方には覚えてもらって、総論で議論するようにしたらどうでしょうか。
座長	このような一つの意見もあったということで、引き続き、条文ごとに進めていこうと思いますが、13条に移ってよろしいでしょうか。13条は情報公開ですね。これについては、何かございますか。
委員	これは、草加の市議会が責任を十分に果たしていないということだと思う。市議会は市民から選ばれているのに、ここで書かなければならないということは、結局市議会議員の役割を放棄しているということですね。
座長	具体的には何かありますか。 12条3項についてです。 12条3項ですね。はい、どうぞ。

事務局 座長 委員	例えばこれがまちづくりの会議で、市にこういうことを求めますといったときに、市議会議員が本来やるべき仕事を我々が肩代わりしているという仕事もたくさんあるわけで、条文に「果たされるよう努めます」とあるが、「やってもらわなければ困る」というくらいにした方が良くはないか。市議会議員は、本来市民の意見を聞いて歩くべきはずなのに、ほとんどやっていない。選挙の時に限って、後援者の集まりに意見を聞いたり、個人的に言われたことを役所に取り次いだりしているだけで、本当に市の問題について勉強会を開いているということもほとんど聞いたことがないので、自分はどうしてこの条文がでてきたのかわからないが、市議会議員は多分責任を放棄して、市民にちょっとやってよという条文に見える。
座長	それは、3項の文言を変えた方が良くという意味でしょうか。「十分に果たします」とかですか。
委員	「果たさなければならない」とか。
委員	努めてる場合ではないということですね。
座長	「努める」という表現が気に入らないということですか。
委員	そうですね。責任を放棄しているように見えます。
座長	回答だと、市議会議員さんの個別の説明はあるんだけど、市議会でどういうものがあつたかというものを知りたいですね。
委員	市議会だよりではダメなのでしょうか。市議会だよりでは足りないということでしょうか。
座長	市議会だよりで来るものは、ごく一部の問題でしかないわけで、あそこの道路を直しましたとか溝に蓋をしましたとか、保育所建設しましたとか、その程度のものしか来ない。
委員	議事録は公開されているんですよね。
座長	市議会の議事録は公開されていますが、市議会議員さんが本当に市民の意見を吸い上げて市議会に問題を投げかけているかという
委員	と、必ずしもそうではないと自分では感じる。
座長	ただ、これは市議会の義務であって市議会議員個人の義務ではなく、市議会全体として説明責任を果たしているかという条文なので、議事録が公開され、市議会だよりが発行されていれば、それが十分かどうかは別にして、一応手段としては果たされていると言えるのではないか。内容が不明瞭ということでしょうか。

	議員が聞いて回るかどうかは、それぞれの資質の問題ですから。
委員	政治家としての問題だと思いますからね。
座長	一番の問題は、市民・市議会・行政の全員が勉強不足だという気がしてならない。
委員	今のところは、第４章に議員と市議会の責務について書いてあるところがあるので、そちらで検討してはいかがでしょうか。
委員	是非、お願いします。
委員	では、今の話は、第４章に入った際に検証するということで、一応このような意見があったということですが、他に何かありますでしょうか。では、１３条の情報公開について何かご意見がありましたらお願いします。
座長	
委員	情報公開では、特に保護制度の関わり合いで、例えば消防では、防災の関係で、地域にお年寄りがどれだけ住んでいるか、何歳の方がどこに住んでいるかをつかまないといけないという話がある。災害が起きた時に、避難したかとか、あそこに誰がいるとか把握するためだが、こういう情報は地域ではつかめない。唯一、つかめるのは、敬老会に招待するときに名簿を借りる際だけで、自分も担当しているからわかるが、一瞬で返さなくてはならず、他に使ってはいけないという。本来、それを見れば７０歳以上のお年寄りがどこにどれだけ住んでいるかがわかるはずである。新里地区では、明治の時代から昭和３７年頃までの６０～７０年位の間、８０世帯程で人口の移動がなかった。ところが、バスが竹ノ塚とか谷塚から草加まで通うようになったら、昭和３７年頃から１年で一気に１００世帯位増えた。当時の若い世代の１００世帯というと１世帯３～４人で、あっという間に増え、今では２５００世帯以上ですから、誰がどこに住んでいるか、お年寄りがどこにいてかなんて行政以外はつかみきれない。せいぜい敬老会があるときにだけ名簿が落ちてくるくらいで、それでも来場者を記入したものも、コピーしてはならない、すぐに返さなくてはならないので、特に最近はわからない。これは、市だけの問題ではないけれども、情報公開とプライバシーの問題をどうするか。最近では学校のＰＴＡの連絡網も住所は書かないとか、町会名簿にも電話番号さえ入れず名前だけしか載せないというような

委員	問題があり、この辺を地域の間でどうしていくか。条文の問題ではありませんが、一地域だけ公表するのは行政は絶対にやらないと思うので、全体の中でどうすべきかという問題があると思います。 14条の個人情報の保護からは離れますが、13条の回答の中でいくつか気になったのが、「まちづくりに関する情報の全体が市民にはわからない」とあり、逆に言うと、市側がまちづくりの情報として考えているものは何なのだろうか。逆に、市民が欲しいと思っているまちづくりの情報は何なのか。先程の個人情報も、然るべき時に然るべきものが必要であったり、そういったものの整理は今まで一度もされていないのでしょうか。こういう情報は地域にきちんと出しておくべきだとか、まちづくりのために提供しておいた方が良いとか、こういう整理をした方が良いかと思う。そうでないと、制度がありますと説明はするけれども、どんな情報がもっと積極的に欲しいのかがわからなければ、こういう情報がこういう感じで欲しいという市民側とすれ違ってしまふ。それを運用の中でなのか、みんなでまちづくり会議のような場で検討するのかわからないけれども、検討すべきではないかと思う。どんな情報が欲しいのかをはっきりさせた方が、行政側も公開しやすいのではないか。
座長	市の方は、まちづくりに関する情報としてどのようなものを考えているかということと、市民からこういうことがまちづくりの情報として知りたいと要望があった時にアクセスできるものがあるのか、今お答えすることは可能なんでしょうか。それとも、意見として留めた方がよろしいのでしょうか。
事務局	庁内での取りまとめについては、本日お手元にございます資料3で、今回は主に中心となる所管課からヒアリングした資料として取りまとめておりますが、当初、取りまとめた時には全所管課から調査をしまして、字が小さく見にくいかもしれませんが、この中に、13条ということで、中期基本計画に関わる全てがまちづくりに関する情報であるという考え方で取りまとめております。 資料3の13条を見ると、結構ありますよね。実は、これが体系的にわかっているならば、相当まちづくりに関する情報というのは

委員	わかってしまうものなのかもしれないとふと思った。そうすると、先程から委員の方が言っているわかりにくさというのがあり、これだけたくさん情報が来ても困ってしまうし、そこをどう考えれば良いのかなと思う。確かに、パンフレットを作ったり、色々工夫しているみたいですね。皆さんは普段どうですか。意外とたくさんあると思いませんか。 ありますね。ひとつひとつ見るとありますよね。
委員 委員	あるんですけれども、例えば、確かにまちづくり協議会が発行するまちづくりニュースは、最近は色々な場所に置いてあるから、置いてある場所に行けば手に入るけれども、私たちが市内全部を歩きまわって取りに行くかということ、それはできない。だから、全体のまちづくりの内容がどうかというのはわからないという意味です。だからといって、先程から字は大きくとか言っているくらいですから、細かいことまで広報には載せられないわけで、ただ結果だけが大きく載ってても、色々な情報というのは私たちは入手できない。ホームページを見られる人たちはそうではないかもしれないが、私たち年配は難しい。
委員	積極的に公開しているけれども、わかりやすくはないということですかね。もし、付け加えるとしたら、積極的に「わかりやすく」ということ何でしょうか。
座長	積極的に公開しているけれども、アクセスの問題があるということでしょうか。ホームページを見られる人は良いですね。私もこのホームページに行ってみました、まちづくりのページに行けば全体像が見渡せるんでしょうけど、なかなか全員がそうはいきませんので。だからといって、この中期基本計画とか全てを広報で載せられても読む気もしませんし。この辺りはひとつの課題としてあるのでしょうか。
委員 委員	以前と比べると、確かに色々な所に置いてあるようにはなっていると感じます。 それは、先程から言っているように、この条項があるから積極的に公開しているということで活きているんだと思います。だからこそ巷にあちこちあるという状況が発生していると解釈して良いのではないのでしょうか。 条例がいっぱい書いてありますよね。これを何の必要もないと

委員	きに見ている方はいらっしゃらない。何か必要に応じて見ます。自分が何か頼まれたり、自分が何かしようと思って市役所等へ行った時や都合が合った時に、どうなっているのだろうと遡って見ることはあっても、最初からこの条例を見て活動するという方は少ないのではないかと思います。
座長	ただ、先程おっしゃたように、普段意識しなくても、何か問題があった時にさっと手に入る場所にあるということが整備されていることが大事だと思います。
委員	困った時に、そういうものがあると、そこに関係したものを役所に聞くだけでなく、自分なりに収集して、できない方のために相談できるものがあるということが大切だと思う。
委員	それで思い出したのが、これは13条の2・3項に絡んでくると思うのですが、まちづくりに関する情報というのは、みんなでまちづくりだから、行政側だけではないですよ。市民側がやっているまちづくりに関する情報というのも3項では「共有」するとなっているので、逆に、例えば子育てのことだったら、こういう活動をしている人がいて、パンフレットを作っているのでもらいに行った方がいいよと市が言えるくらいになると良いと、おそらくこの条例を最初に作った時に検討していたのだろうと思いました。それは逆に、市民側の活動で行政が把握しているものは何ですかといったときに、そのリストがどの位出てくるかは興味がありますね。これは13条2項3項のことだと思いますが。
座長	そうですね。では、特になければ、今お話に出ましたし、2項・3項に入ります。
委員	これは、我々町会連合会の話だと、去年まで市内の各町会・自治会が集まって第1週の土曜日に集まって、わがまち情報を発表し、うちではこういったことをやっていますよという情報交換をしていた。委員の町会も積極的に行ってますよね。こういった形で、お互いに町会同士は情報共有している。市も各町会・自治会長に、今年はどんなことをやりますかとかアンケートを取ってくれたり、情報紙に載せますよと言ってくれたりしている。 すると、割りと運用面は上手くいっているという感じですか。 私の所はそう思います。あとは、委員もいらっしゃる草の根ネ

座長 委員	ットの会も盛んに色々な活動をしている団体と取組んで、なんとか市民のために役立とうとしていて、これも上手くいっているのだろうと感じます。 では、１３条は他にはよろしいでしょうか。１４条はいかがでしょうか。今度は、個人情報の保護についてですが、何かありましたら。
座長	先生に質問してもよろしいですか。 はい、どうぞ。
委員 座長 委員	個人情報の保護で、権利と利益とありますが、どの程度やったら権利の侵害とかいうものはあるのでしょうか。 それは、ケースバイケースで個人情報保護法との関係もあるので、その点に関しては法律の枠内で考えるしかなくなんとも言えませんが、ただ、これは先に保護制度があるので、法の枠内を越えてというのは厳しいと思いますよ。
座長	もし必要でしたら、草加市の情報公開と個人情報保護制度のパンフレットがありますので、お配りしたら皆さんおわかりになると思いますよ。 (事務局により資料配布)
委員	ただ、確か草加市の個人情報に関しては、別に審議会がありましたよね。
座長	そうですね。
事務局 座長	ですから、内容についてはそこで検討されていて特に問題がないのであれば、確認事項になりますので、ここであまり踏み込んでやる必要はないかと思います。
委員	例えば、先生がおっしゃられた、災害時の高齢者の問題についてどこまでお出しするかということについて、ここで検討して提案できるものなのか、というのも、基本的には個人の了解を得ることが記載されていますが、審議会に出されると、こういう場合には個人の了解を得なくても審議会委員が認めるものに関してはお出しできるということに草加市の条例で決まっているので、こちらの方が草加の憲法という上の立場ですから、高齢の方やその他必要な方の情報は出して良いとはっきり規定できるものか、私はそこまで詳しく研究していませんが、そうだとしたら、その辺を加味した条文にできるのではないかと。先日、そうした自治体が

座長	あると耳にしたこともあり、最近そういう問題も出てきているようなので、もう少し検討の余地があるのではないかと、意見として出しておきたい。 運用の点で、緊急時にもう少し柔軟に対応できるようにした方が良いということですよね。
委員	個人情報ではあるが、まちづくり情報でもあるというように、地域の公共性のある範囲の中で出しておいてほしいものもあって、当然その場合には自治会長にも管理責任者としてしっかり教育してもらって、許可が出た自治会さんにだったら出しても良いということにしたらという工夫を考えた方が良いのではと審議会に提案することはできますよね。
委員	具体的な事例で言うと、昨日たまたま町会主催の65歳以上の一人世帯と75歳以上のご夫婦だけで生活している方を集めてふれあい会食をして30名近く集まったが、これは町会が主催しているもので、市として主導権を握っているのは民生委員である。ところが、民生委員さえ町内にどれだけ高齢者がいるかわからない、つまり、つかみきれずに情報が無い。敬老会があったときに、教えてもらえないかと言われたが、私の一存では良いとは言えませんというしかなかった。町会に入っている範囲なら大まかにだけれどなんとかわかるが、うちの組織でも町内に2300世帯以上あり、400世帯程の大きなマンションもある。それを除いても2000近い世帯がいて、町会に入っているのは1500世帯位ですから、大体6割位しか入っておらず、4割位は未加入である。この人たちがどういう生活をしているかはつかみきれない。すると、災害時、なにかあった時にあそこには誰が住んでいるかなんてわからない。しかし、防災では、常に日頃から地域で高齢者や具合の悪い人はちゃんとつかんでおきなさいと言われる。それは、言っていることは良いが、やる方には手足を縛っている。もう少し活きた行政にするために、きちんと整理する必要があり、何でもかんでもオープンにすれば良いというものでもない。価値観の違いもあり、なんとも思わない人もいれば、なぜ載せたんだと苦情に来る人もいる。しかし、マクロ的にはどこかで窓口を広げないと、地域としては色々な問題にぶつかる。 理論上、簡単にはいかないですね。この文言で終わってしまう

委員	わけにはいかない。もっと深く掘り下げないといけない。
座長	高齢社会での問題というのは、市としても既に取り組んでらっしゃると思うが、個人情報の問題と他方で災害時の情報把握という点で、何か検討なさっていることはあるのでしょうか。
事務局	はい、庁内では危機管理担当と福祉課で、災害時の要援護者の避難支援プランということで検討はしております。ですので、今形として皆様にお示しすることはできませんが、所管課の方では重点項目として現在検討しているところでございます。
座長	運用自体は検討中ということで、他に14条の文言を変えた方が良いとかございますか。なければ、運用上ということで。
委員	個人が取りに来るわけではありませんから、組織がくるので、運用上きっちりしてもらえれば、別にいちいち条例に書かなくても良いと思います。
座長	では、次は15条ですね。パブリックコメントに関して何かご意見ございましたらお願いします。
委員	これはわざわざこういう言葉を使わなければならないのでしょうか。パブリックコメントなんて高齢者は何だかわかりません。日本語だと、公衆とかみんなの意見になってしまうでしょうけれども。
委員	「意見を聞くように努めます」とあり、聞いているのかが気になります。これは、まちづくりの側からひとつ言えば、計画案が決まったものを持ってきて説明してどうですかと言われるのと、決まる前の段階で一度聞いてほしいという世界があって、「事前に案を公表し」とあるが、案を作る前に聞いてほしいということが本当はある。そして、説明会の場で意見を聞くのではなく、作る前に聞いてくれれば、もっと良い意見が出せたのにとということもある。
委員	私も経験があるが、本当はもう出来上がってしまっているものを、一週間や2週間で出してくれと言われても、言葉がどうだという程度で、一般の方にパブコメ出しますよといっても返ってくるのは同じようなもの。ただ、最初から一緒にやるとなると相当な時間がかかってしまうので、ある程度市側が作っておく必要はあるので、「努めます」で良いのではないのでしょうか。 「事前に案を公表し」の案の公表の仕方についてもう少し複数回

委員	にするとかして欲しいということですよ。 先生が言われるように、決まる前に言って欲しいのに、ほとんどが決まってから審議するから、反対とかだめだよという意見はもう言えない。
委員	
委員	説明というが、ある程度決定している、ほぼコンクリート化された案を持ってくる。例えば、公民館が新しくなる時にこういった案を持ってきましたが、ほぼ決まったものを持ってきて、意見を言っても他はどこもこうだからとか言われ、その地域の特性とかを活かしきれていない。真の特殊性だとかは加味されない。そういうものを聞いてもらえるシステムがあると良いが、ここでこういうものを作ったからとか、この規模ではこうだったとかで、重箱の隅を直せば終わりのような意見しか出せない。これでは、実際にみんなの意見を聞いたとは言えないのではないかな。もう少し地域の特性を市でつかんでもらって、市民と一緒に作り上げるという視点を持ってもらえると良いと思う。 何か言うと、設計図が出来てて予算がないからと、打ち切りで、何も言えなくなってしまっている。
委員	では、「事前」が事実上「事後」になってしまっているということですね。
座長	業者に発注するときに、こういう機会があると良い。
委員	個人的な意見として、パブリックコメントが単なるアリバイ作りのようなものになってしまっているのではないかな。市政側に対するアリバイ作りにさせないためには、システムの運用の仕方は非常に難しいと思いますが、いずれにしても運用の部分ですね。
座長	この前も、足立区側に橋がかかるという話があり、町会にその説明に来た時も、橋のことですので箱ものを造るのとは違いますが、市と業者が既に一緒に来ていた。人道橋なので、車が通るわけでもなく、そう意見が出ることはありませんが、進め方としては、どこか民間のマンション開発の説明と同じように、既に業者が同席して説明している。もしこれが箱ものだったら、意見がたくさん出てくる。 「事前」が事後になっているというのはその通りかもしれませんね。
委員	その辺りを、運用面で意識してください。ということで、次の

座長	16条は、公募による委員を加えるよう努めますということですがどうでしょうか。 審議会の公募件数が年々減っているのはどういうことなのか気になっていたのですが。
委員	これはなぜ減っているのでしょうか。 これも公募で、自分も公募ですが、こういった公募委員が減っているということでしょうか。
座長	
委員	いや、件数だから、審議会も充実してきて、審議する必要がないということなのか。
委員	資料をみると、平成21年度は審議会自体が減っているということではないでしょうか。
委員	審議会が減っているということはあるのですか。 いや、審議会は増えているのではないだろうか。
委員	公募の任期が2年間とかだから、その年によって変化が出ているのではないのでしょうか。
委員	そうですね、おそらくそういうことでしょうね。 このデータについて何か解説はあるのでしょうか。
委員	委員のご指摘の解説ができるような資料はございませんが、先程、委員さんの中からお話がありましたように、回数を減らしている流れはないと思います。平成21年度については、公募した審議会の設置数が少なくなっているということしか言えません。
座長	審議会が34もあって、公募がないものも結構ありますよね。 アンケートの回答に、公募していない審議会については公募すべきだとありますが、審議会はすべて公募しろということですか。条文は「努めます」で、全ての審議会が公募しているわけではないので。
事務局	公募ゼロという審議会もありますよね。 公募しなくてはならない審議会もあるんですよね。
委員	そうですね。 それは、審議会ごとに決めるんですよね。
事務局	市の方針として、全部入れると決まっているのかが聞きたい。
座長	審議会の質によって判断しているということですよ。
委員	はい。すべての審議会に公募を入れるという決まりにはなっておりません。
座長	

事務局	市の方としては、この審議会には公募を入れて、これには入れませんというように決まっているのですか。
委員	それぞれの審議会によりまして、それぞれの審議会条例というものを持っていますので、その条例の中に、公募何人、研究者何人という枠組になっております。それぞれ違います。
事務局	ということは、公募が入っていない審議会もあるということですよ。
委員	当然、そうなります。
事務局	「努めます」だから、それはそれで良いのではないですか。
委員	「努めます」だから、審議会の性質上、問題がなければ、加えるようにしますという趣旨ですよ。
座長	この14ページにもまとめさせていただきましたが、例えば、最近では政策形成型の審議会についても、公募を積極的に行っているということです。
事務局	なるべく、公募をしているということですよね。
委員	今の運用としては、先程言ったように、性質上、公募に馴染まないもの以外は積極的に取り入れているということですよ。
座長	はい。
事務局	わかりました。他には何かございますか。では、17条について、「評価を実施し公表します」ということですが、ご意見はありますか。評価については、特に回答もないようですが。
座長	逆に、評価を見るかということを聞きたい。我々がまちづくりの評価とか事業評価といったときに、例えば、この児童センターが良い施設かどうか評価するといったときには、何人子どもが使っているかなんですよ。そこで、どれだけ子どもがのびのび遊べたかとか質の部分については評価されず、何人遊んだかという数字でしか評価されない。先程の民生委員さんの話でも、別の地域ですが、昔と比べると高齢者の人数が減っているから補助金減らしますみたいな話があり、数で評価されると困ってしまうとか、市民としては、本当はここを評価してほしいのに評価されていないとかいう話になる。17条には、「評価をします」とか「わかりやすく市民に公表します」と書いてあるが、そういったところで皆さんの感じるところはないのかなと思います。
委員	

委員	あるのではないですか。やはり、何かの時には何年に何人の参加者があるから、その事業は良しとするみたいな評価をしていると耳にすることは間々ありますから。
座長	市としては、評価の際に、量的な問題だけでなく、質的なというのは難しいとは思いますが、そういったことも評価できるような評価方法を工夫しているということは何かあるのでしょうか。
事務局	まだまだ実施している中期基本計画の評価も数値目標ですとか、事務事業評価もすべて数値目標を極力つけようということで、数値しか示されていないというのが実情です。
委員	千葉でいうと我孫子市では、事務事業評価の二次評価というのがあって、事務事業評価自体は行政がやるが、二次評価というのは市民がやるもので、市民委員がこの評価や評価軸がおかしいとかを評価する。有効性・効率性の評価をどう工夫するかは、我々の生活というか我々の実感として関連する部分なので、そこの工夫を各所管に頑張ってもらうことができれば良いのではないかな。
座長	17条2項で、市民に公表して、市民からの意見をもらうというところが欠けているという感じがします。
委員	まちづくりの目標というのは、だいたい何のことなのでしょうかな。
事務局	市では15年スパンの基本構想というものがありまして、それを5年ごとに基本計画という主な施策を計画しているわけですが、この中に、34の施策がございまして、そのそれぞれに数値目標が書かれております。今回お配りした資料にも取りまとめておりますが、例えば、快適な環境という中に環境にやさしい水と緑のまちをつくるということで、いくつか施策があるわけですが、その中で、施策1でいえば水環境の改善ということで、水質浄化対策の推進として、綾瀬川の水質を数値目標にしたりですとか、公共下水道の普及率を目標にしたりというように、これが全施策にあるという形です。
事務局	ちなみに、平成18年度から2年単位で市民意識調査というものを実施し、基本計画の34施策の評価を意識調査に取り入れております。ですから、既に2回実施されているということになります。今年が3回目です。必要があれば、それぞれ評価をしても

委員	らうということになります。 例えば、町会で河川のゴミ拾いを一生懸命やっていて、市の職員もボランティアか何かで必ず一緒に来て手伝っているが、それは水質には関係ないといってそんな事業はいらないから来年から補助金を削減しようとなったら困るし、そんなことを言われると寂しいわけで、直接は水質には関係ないけれども、間接的にはそういう方向に向かっていると言えることをどう評価するかが問題ではないか。ただ、これは事務事業評価の仕方に入っていってしまうのであまり深くは話さないが、数値的なものが多いから、みんなにわかりやすくするとすれば、そういった工夫も必要ではないか。また、こういった事例もあるのですが、ファミリー・サポート・センターでも、子どもの数・会員数は増えているが、800円・700円というやり方がコストがかかり利用者が増えない状況がある。これについて、会員が増えていても利用者が増えないからやめましようと言われたり、オンブズマンが来て、効率的でないとか、特に企業に委託している場合だと、「何の運用をしているんだ」と、はじいていこうとする。でも、そこでお母さんたちのグループを育てたりとか、そういうグループと一緒に補助金申請して活動資金にしたりしているのに、そういうことを全く評価されない。そういった市民と行政が一緒にやるようなところをどう評価していくのかというところは、17条のこれからの5年間で考えていけたら良いと思う。 もう少し、実質的な評価ができるようなシステムになるよう運用面で考えていく必要がありますね。
座長	ハード的なことだけでなく、ソフト的なことをどう評価するかというところですね。
委員	そうですね。他に何かご意見はありますか。では、そろそろ時間がきましたので、特になければ最後の議事に入ります。その他
座長	ということでは何かございますか。どうでしょうか。では、特にないようですので、議事を終了します。事務局にお返しします。 (4)閉会あいさつ それでは、委員の皆様におかれましては長時間にわたり活発なご議論ありがとうございました。それでは、次回の予定ですが。
事務局	次回は7章でお願いします。

座長 事務局	では、次回は7章の検証をよろしくお願いいたします。それでは、閉会に先立ちまして、副座長よりご挨拶をお願いします。 皆様、本日はお忙しいところお集りいただき誠にありがとうございました。今回第6章を検証して、だんだんとわかってきたような感じがいたします。6章では活発な意見交換ができましたので、次回7章も活発な議論ができるよう、よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。
副座長	(5) 次回の開催について 次回の日程は決まっているでしょうか。 できれば、年内にもう一度開催ができればと思っておりますが、調整させていただきまして、事務局より改めてご連絡させていただきます。
委員 事務局	誠に申し訳ございませんが、議会の関係もありますので、様子を見まして、できれば年末が押し迫る前までに可能であれば実施をしたいと考えております。もしもの場合には、年明けになってしまいますが、ご了承いただけますようお願い申し上げます。 以上
事務局	

署名委員 佐々木 勲

署名委員 染谷 勝之